



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファ

代表者名 代表取締役社長 川名 祥之

(コード番号：3434 東証第 1 部)

問合せ先 取締役 常務執行役員 斉藤 雄一

(TEL：045-787-8401)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」と「補欠監査役候補者選任の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の一部を変更するものがあります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合に任期を明確にするため、定款第 31 条第 3 項及び第 4 項を新設し、第 32 条第 2 項を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 19 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日 (予定)

2. 補欠監査役候補者の選任の件

(1) 選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 2 名の選任をするものであります。なお本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名	略歴	保有する 当社株式の 数
<p>やま の しん いち 山 野 真 一 (昭和 31 年 1 月 10 日)</p>	<p>昭和 49 年 3 月 警視庁入庁 平成 13 年 3 月 丸の内警察署 刑事課長 平成 15 年 3 月 警視 八王子警察署 地域課長 平成 17 年 4 月 当社入社 平成 21 年 9 月 当社住設機器事業部 サービス部長 平成 25 年 4 月 当社執行役員 業務監査担当 (現任) 業務監査室長 (現任)</p>	<p>1,911 株</p>

氏 名	略歴	保有する 当社株式の 数
藤間新 <small>(昭和27年12月20日)</small>	昭和50年4月 株式会社太陽神戸銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成12年10月 株式会社さくら銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 三田通法人営業第二部 法人営業部長 平成13年7月 株式会社三井住友銀行 大阪中央法人営業第二部 部長 平成14年7月 同行 神戸法人営業第五部 部長 平成15年6月 SMBC 信用保証株式会社 上席調査役 平成16年1月 同社 常務取締役就任 平成21年6月 同社 専務取締役就任 平成24年6月 同社 代表取締役専務就任 (現任)	-

- ※ 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 山野眞一氏は、補欠の社外監査役以外の監査役候補者であります。
- ※ 藤間新氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- ※ 藤間新氏を補欠の社外監査役とした理由は、企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに会社経営に対する高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待しているためであります。

以上